

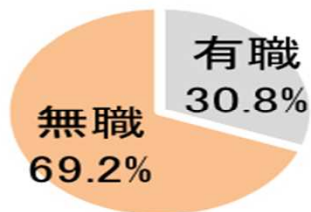
# 法務省説明資料

# 刑務所出所者等に対する居住支援の必要性①

## ■ 刑務所出所者等の抱える生き辛さ

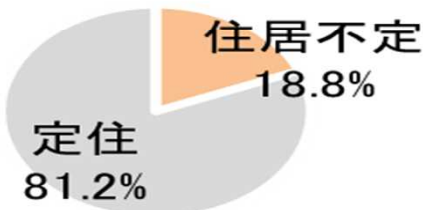
### 仕事や住居がない

約7割が再犯時無職



新受刑者の犯罪時就労状況

約2割が再犯時住居不定



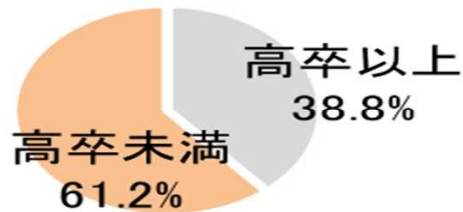
新受刑者の犯罪時居住状況

住居不定のうち  
累入者は21.9%  
初入者は14.2%

(平成30年矯正統計年報)

### 教育程度が比較的低い

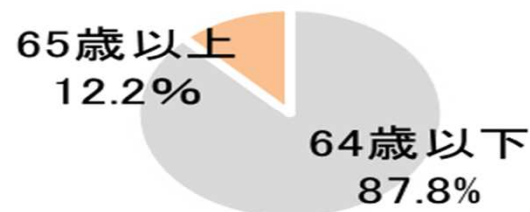
約6割が高卒未満



新受刑者の教育程度

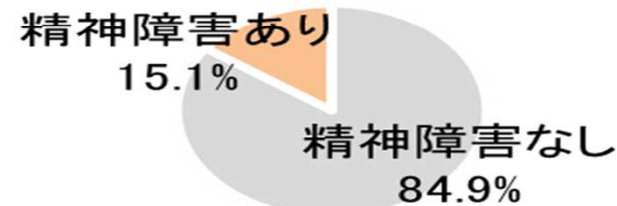
### 高齢である・障害がある

1割以上が高齢者



新受刑者の年齢

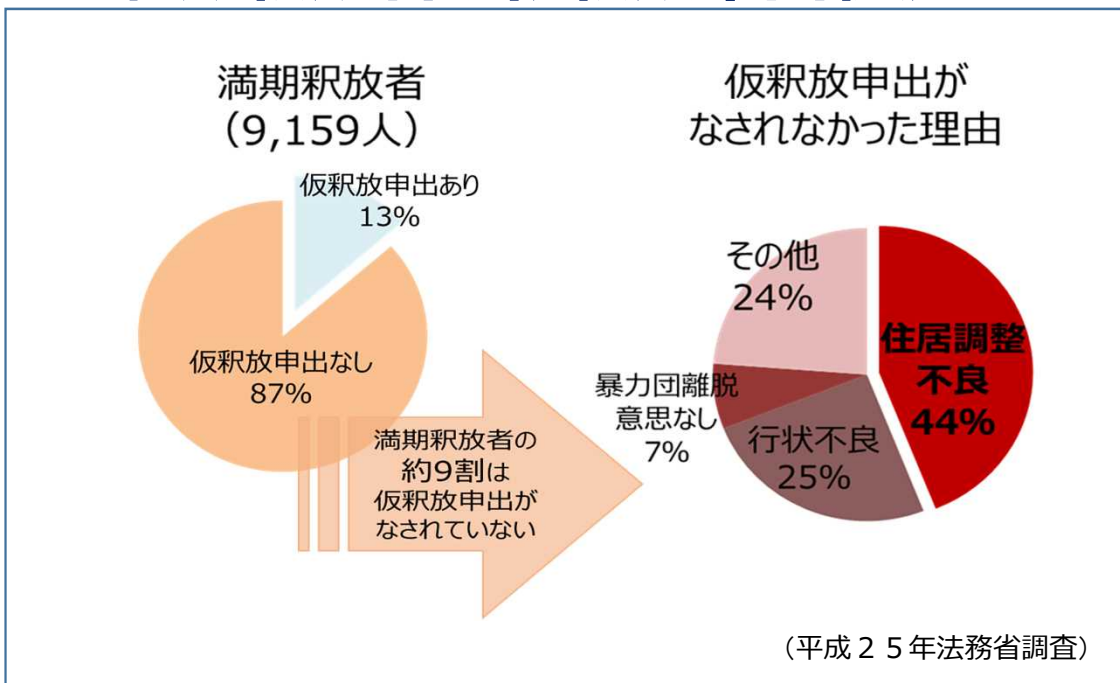
1割以上が精神障害あり



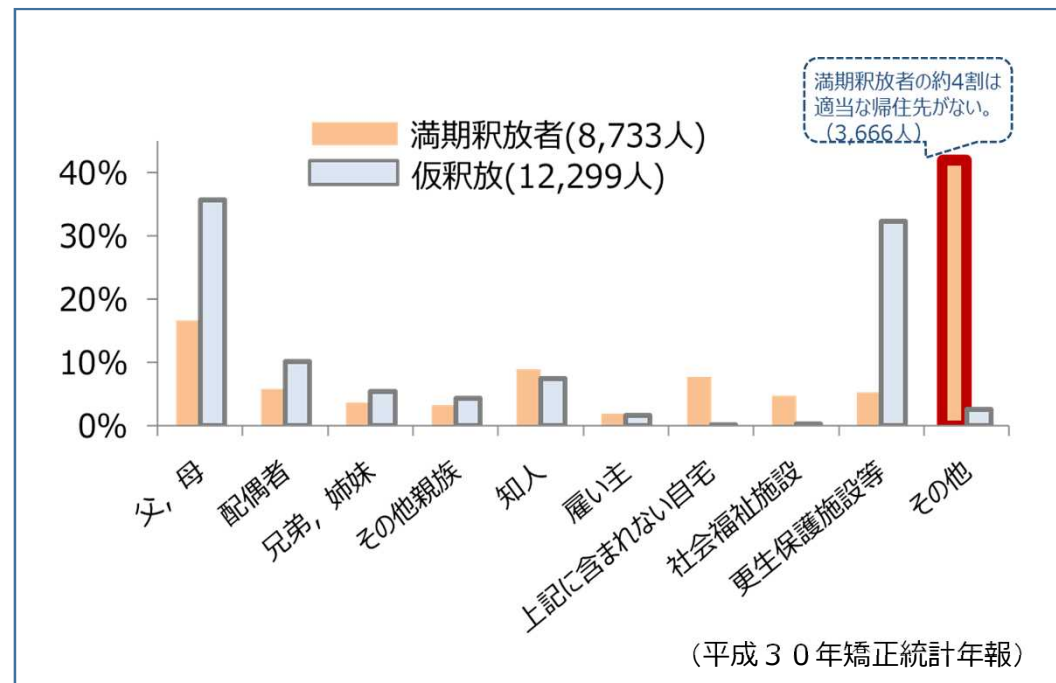
新受刑者の精神診断

# 刑務所出所者等に対する居住支援の必要性②

## ■ 満期釈放者の仮釈放申出状況



## ■ 釈放時の帰宅先



## ■ 自立先の確保に際しての課題

- 「更生保護施設入所者の自立先の確保で困ったことがある」と回答した更生保護施設職員の割合：76.7%  
⇒うち、困った理由  
連帯保証人が確保できない、入居に必要な初期経費が支払えない、犯罪や非行をした人への不安から入居を拒否される
- 更生保護施設入所者の退所先：借家：32.2%、就業先：18.0%

(平成30年保護局調査)

# 保護観察における居住支援対策

## 更生保護施設

- 明治時代の篤志家によって始められた事業を源流とし、現在、全国で103施設が運営（大半が20名定員）
- 行き場のない刑務所出所者等を、自立資金を蓄えるまでの数か月間、収容保護し、原則24時間体制
- 法務省の認可施設で、委託費を支給
- 仮釈放制度に不可欠な施設

## 自立準備ホーム

- 平成23年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」として開始
- N P O法人等が管理する施設の空きベッド等を活用するもので、専用のベッド等を用意する必要なし
- 全国で655か所（411事業所）が登録（H31.4.1現在）
- 宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等（巡回による支援でも可）を委託
- 保護の期間は更生保護施設に準じ、委託終了後に賃貸契約を締結する例もあり



# 再犯防止推進計画

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

## 再犯防止推進計画策定の経緯

### 〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合  
**48.7%**



安全・安心な社会を実現するためには、  
再犯防止対策が必要不可欠

### 〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

## 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

# 再犯防止推進計画

## 7つの重点課題と主な施策

### ① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

### ③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

### ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

### ④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



### ⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

### ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、  
国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

# 再犯防止推進計画における居住支援関連の施策

## ○住居の確保を困難にしている要因の調査等【施策番号29】【法務省】

法務省は、犯罪をした者等の住居の確保を困難にしている要因について調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その調査結果に基づき、身元保証制度の在り方の見直しを含め、必要に応じ、所要の施策を実施する。

## ○住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号30】【法務省】

法務省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対し、住居の提供に伴う不安や負担を細かに把握した上で、身元保証制度の活用を含めた必要な助言等を行うとともに、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象者等についての必要な個人情報を提供する。併せて、保護観察対象者等に対し、必要な指導等を行うなど、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を実施する。

## ○住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援【施策番号12】【法務省】

## ○公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号31】【国土交通省】

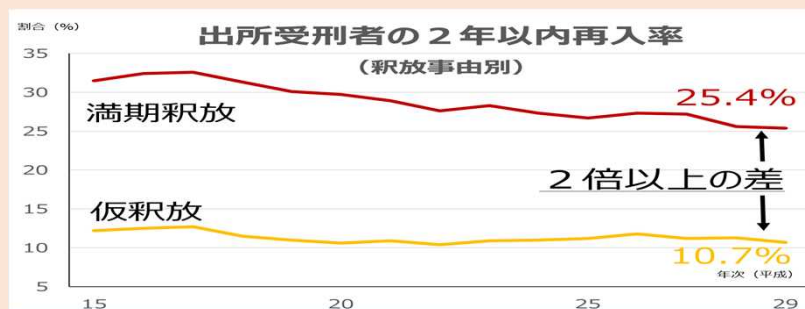
## ○賃貸住宅の供給の促進【施策番号32】【国土交通省，法務省】

# 再犯防止推進計画加速化プラン（住居関係抜粋・要約）

「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定、計画期間：平成30年度～令和4年度）に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

## 1 満期釈放者対策の充実強化

### （1）現状と課題



⇒出所受刑者の2年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者の2倍以上の差があり、全体を16%以下にするという政府目標を確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不可欠

### （2）成果目標

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を  
2割以上減少

※ 2,726人（直近5年間の平均） → 2,000人以下

### （3）成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

### ■現状

- 満期釈放となる最大の要因は、**適当な帰住先が確保されないこと**。
- 仮釈放の申出ができなかった者の**約4割が住居調整不良**による。

### ■課題

- 社会での**適当な帰住先を確保した状態で社会復帰**させるための施策
- 満期釈放となった場合であっても、**地域の支援につなげる仕組みの構築**  
“切れ目のない” “息の長い” 支援体制

### ■具体的な取組

#### ○ 満期釈放者に対する受け皿等の確保

釈放後の支援の必要性が高い満期釈放者について、生活環境の調整の結果に基づき、刑事施設、保護観察所、公共職業安定所、更生保護就労支援事業所、地域生活定着支援センター及び地方公共団体が、就労支援、職場への定着支援及び福祉サービスの利用支援等の面での連携を強化し、更生保護施設、自立準備ホーム、住込み就労可能な協力雇用主、福祉施設、公営住宅等の居場所の確保に努める。

また、**居住支援法人と連携した新たな支援の在り方を検討**する。

#### ○ 満期釈放者の相談支援等の充実

更生保護施設を退所した者に対する継続的な相談支援によるフォローアップを強化するとともに、就労支援又は**居住支援と連携した満期釈放者に対する生活相談の在り方を検討**する。